

別表 1：米穀周年供給・需要拡大支援事業の対象経費

周年供給・需要拡大支援

項目	取組内容	補助対象経費	助成単価・補助率
周年安定供給のための長期計画的な販売の取組	主食用として作付・収穫された米穀(※1)を、生産年の翌年の11月から翌々年の3月まで長期計画的に販売する取組(※2)	金利倉敷料、集約経費	定額(1/2相当) 〔金利倉敷料：別記1の通り 集約経費：2,110円/トン(※5)〕
海外向けの販売促進等の取組	主食用米を海外に仕向ける際の商品開発、販売促進等の取組(※3)	旅費、謝金、賃金、使用料及び賃借料、役務費、通信運搬費、印刷製本費、広告宣伝費、消耗品費、委託費、輸送費	1/2以内
業務用向け等の販売促進等の取組	主食用米の外食・中食・給食向け等の販売を拡大するための商品開発、販売促進等の取組(※3)	旅費、謝金、賃金、使用料及び賃借料、役務費、通信運搬費、印刷製本費、広告宣伝費、消耗品費、委託費、輸送費	1/2以内
非主食用への販売の取組	主食用米を、飼料用、加工用などの非主食用へ販売する取組(※4)	金利倉敷料、バラ化経費、運送経費、集約経費	定額(1/2相当) 〔金利倉敷料：別記2の通り バラ化経費：310円/トン(※5) 運送経費：2,630円/トン(※5) 集約経費：2,110円/トン(※5)〕

(※1) 需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領(平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知)第4に定める用途限定米穀として取り扱う米穀等以外の米穀をいう。

(※2) 生産年の翌年の7月末迄に契約されたものを対象とする。

(※3) 本事業の趣旨に鑑み、長期計画的な販売に資する取組であることとする。また、集荷規模に対して過度な支援とならないよう、集荷規模別支援の上限(※6)を設けるものとする。

(※4) 主食用米のうち、次に掲げる条件全てを満たすものについて、事業実施年度の3月末迄に非主食用に販売する取組を対象とする。

① 生産年の翌年の7月末迄に契約されたものであること

② 本事業の趣旨にのっとり、必要な対策として非主食用に販売されるものであることが客観的に明らかであること

③ 買受事業者から米穀周年供給・需要拡大支援事業実施要領(平成27年4月9日付け26生産第3472号農林水産省生産局長通知)様式第6号「非主食用米の適正流通に関する誓約書」の提出が行われていること

(※5) 実際に経費負担が生じた場合に対象とする。

(※6) 集荷規模別支援の上限

集荷規模	上限額(千円)
～ 1,000トン未満	100
1,000トン以上 ～ 5,000トン未満	700
5,000トン以上 ～ 10,000トン未満	1,800
10,000トン以上 ～ 50,000トン未満	7,000
50,000トン以上 ～ 100,000トン未満	18,000
100,000トン以上 ～	36,000

注) 左欄中「集荷規模」については、過去5年の集荷数量の5中3を用いること。

(別記 1)

1 金利倉敷料の基本助成額

金利倉敷料の助成額は、様式第 1－1 号により算出される助成対象米穀の月別金利倉敷料助成単価を用いて様式第 1－2 号の 1 により算出される額とする。

2 複数年契約等による加算

次の(1)又は(2)に掲げる契約に該当する場合には、様式第 1－2 号の 2 により算出される額を加算することとする。

(1) 播種前契約

播種前契約（書面により生産年の 3 月末迄に当年産の取引数量等を取り決められた契約をいう。以下同じ。）については、播種前契約における補助対象米穀の年産（以下「補助対象年産」という。）の個別の契約数量の合計（以下「契約総量」という。）が 1,000 実トン以上の契約数量を加算対象とする。

(2) 複数年契約

複数年契約（連続する 3 つ以上の年産についての契約をいう。以下同じ。）については、以下の①から③のいずれも満たすものを加算対象とする。

- ① 複数年契約における補助対象年産の契約総量が 1,000 実トン以上であること。
- ② 補助対象年産の前年産に複数年契約取引がある場合は、補助対象年産の契約総量が補助対象年産の前年産の契約総量以下かつ個別の契約において補助対象年産の契約数量が補助対象年産の前年産の契約数量以下でない契約であること。
- ③ 補助対象年産を取引初年とする契約であること。

(3) 加算に係る留意事項

- ① 複数年契約加算と播種前契約加算の重複加算は行わず、複数年契約加算を適用する。
- ② 複数年契約の次年産以降については、播種前契約加算を適用する。

(別記 2)

金利倉敷料の助成額は、様式第 1－3 号により算出される助成対象米穀の月別金利倉敷料助成単価を用いて様式第 1－4 号の 1 により算出される額とする。

なお、助成額算出に当たっては、以下の点に留意することとする。

- ① 支援対象米穀の保管倉庫への入庫前に販売契約が締結されている場合には、当該米穀の保管経費が発生する日の属する月から助成する。
- ② 事業実施年度の前年 3 月末迄に販売契約が締結されている場合には、事業実施年度の 4 月から助成する。